

社会福祉法人つくばみらい市社会福祉協議会事務局規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人つくばみらい市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第35条第3項に規定に基づき、本会の事務局に関する事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 本会事務局の事務を分掌させるため、次の課及び係並びにセンター、園を置く。

課名	係並びにセンター、園名
法人運営課	総務係 事業係 こども支援係 基幹相談支援センター 地域活動支援センター ふれあい第1保育園 ふれあい第2保育園
生活相談課	地域包括支援センター 成年後見支援センター
地域福祉推進課	ボランティア市民活動センター

(事務局の分掌事務)

第3条 前条に定める課及び係並びにセンター、園の分掌事務は、別表第1のとおりとする。

(事務局の職制)

第4条 事務局に事務局長を置き、課に課長、係に係長、センターにセンター長、園に園長を置くことができる。

- 2 会長は、必要に応じ、事務局に事務局次長、次長補佐、課に課長補佐、係並びにセンター、園に主査、主任及び主幹、保育士、栄養士等を置くことができる。
- 3 前項に定めるもののほか、事務局に必要な職員を置く。
- 4 職制の運用及び任命職名については、別に定める。

(職員の特定職名)

第5条 職員の特定職名は、法令その他に定めがあるものについては、第4条に定める職名のほかに別表第2の職名を併せて用いることができる。

(事務局長等の職務)

第6条 職員の職務は、それぞれ次のとおりとする。

- 2 事務局長は、上司の命を受け、事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 3 事務局次長は、上司の命を受け、事務局の特定業務を処理し、所属職員を指揮監督するとともに、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 次長補佐は、上司の命を受け、事務局の特定業務を処理し、所属職員を指揮監督するとともに、事務局次長を補佐し、事務局次長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 5 課長は、上司の命を受け、課の事務を掌握し、所属職員を指揮監督する。
- 6 課長補佐は、上司の命を行け、課の特定業務を処理し、所属職員を指揮監督するとともに、課長を補佐し、課長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 7 主査及び係長並びにセンター長、園長は、上司の命を受け、係及びセンター、園の事務を掌握し、所属職員を指揮監督する。

- 8 主任及び主幹は、上司の命を受け、分掌事務を処理する。
- 9 前各項に定めるもののほか、職員は、上司の命を受け、その担当する事務に従事する。
- 10 会計年度任用職員等は、上司の命を受け、その担当する事務に従事する。

(相互援助)

第7条 事務局長は、必要に応じて、課相互の援助をさせることができる。

(主管の明らかなでない事務等)

第8条 主管の明らかなでない事務があるときは、課内においては課長、事務局内においては、事務局長がその主管を決定する。

- 2 事務局長は、臨時及び特別な事務については、第3条に規定する分掌事務によらず、これを処理させることができる。

(委任)

第9条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 3 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 4 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

課名	係・センター・園名	分掌事務
法人運営課	総務係	1 会務運営に関する事 2 役員・評議員に関する事 3 各種委員に関する事 4 定款、規程に関する事 5 要綱、内規に関する事 6 予算・決算に関する事 7 事業計画・事業報告に関する事 8 保育園の経営に関する事 9 職員に関する事 10 給与に関する事 11 労務に関する事 12 経理に関する事 13 庶務に関する事
	事業係	1 社会福祉協議会会員に関する事 2 共同募金に関する事 3 事業評価に関する事 4 指定管理事業に関する事 5 福祉大会に関する事 6 心配ごと相談所に関する事 7 福祉資金貸付に関する事 8 生活困窮者支援に関する事 9 介護用品支給事業に関する事 10 福祉団体に関する事 11 地域福祉に関する事 12 高齢者福祉に関する事 13 児童・青少年福祉に関する事 14 福祉機器等貸出に関する事
	こども支援係	1 地域子育て支援拠点事業に関する事 2 ファミリーサポートセンター事業に関する事 3 利用者支援事業に関する事 4 養育支援訪問事業に関する事 5 保育園運営の助言及び協力に関する事
	基幹相談支援センター	1 基幹相談支援センター運営に関する事 2 総合相談・専門相談に関する事 3 相談支援体制の強化の取り組みに関する事 4 地域移行・地域定着に関する事 5 権利擁護及び虐待防止に関する事 6 障がい者（児）相談事業に関する事 7 障がい者福祉に関する事
	地域活動支援センター	1 地域活動支援センター運営に関する事 2 就労訓練に関する事 3 日常生活における基本的動作の指導に関する事 4 集団生活への適応訓練及び基本的学習支援に関する事 5 利用者及び家族の支援に関する事

	ふれあい第1 保育園	<ol style="list-style-type: none"> 1 保育園運営に関する事 2 施設の管理に関する事 3 乳幼児の保育指導に関する事 4 乳幼児の健康管理に関する事 5 乳幼児の栄養管理に関する事 6 乳幼児の給食に関する事
	ふれあい第2 保育園	<ol style="list-style-type: none"> 1 保育園運営に関する事 2 施設の管理に関する事 3 乳幼児の保育指導に関する事 4 乳幼児の健康管理に関する事 5 乳幼児の栄養管理に関する事 6 乳幼児の給食に関する事
生活相談課	地域包括支援センター	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域包括支援センター運営に関する事 2 総合相談支援に関する事 3 権利擁護に関する事 4 介護予防ケアマネジメントに関する事 5 包括的・継続的ケアマネジメントに関する事 6 地域ケア会議推進に関する事 7 在宅医療・介護連携推進に関する事 8 認知症総合支援に関する事 9 課内庶務に関する事
	成年後見支援センター	<ol style="list-style-type: none"> 1 成年後見支援センター運営に関する事 2 相談支援に関する事 3 成年後見制度利用支援に関する事 4 成年後見制度の普及啓発に関する事 5 市民後見人の養成に関する事 6 法人後見受任に関する事 7 日常生活自立支援事業に関する事
地域福祉推進課	ボランティア市民活動センター	<ol style="list-style-type: none"> 1 ボランティア市民活動センターの運営に関する事 2 広報・啓発に関する事 3 生活支援体制整備事業に関する事 4 ボランティア育成に関する事 5 児童・生徒への福祉啓発に関する事 6 地域福祉・地域支援に関する事 7 生活困窮者支援事業に関する事

別表第2（第5条関係）

特定職名
主任介護支援専門員、介護支援専門員、保健師、精神保健福祉士、看護師、社会福祉士、生活支援コーディネーター、日常生活自立支援専門員、相談支援専門員、指導員、主任保育士、副主任保育士、保育士、栄養士、事務長、事務員、調理員、専門リーダー、乳児保育リーダー、幼児教育リーダー、障害児保育リーダー、食育・アレルギーリーダー、保健衛生・安全対策リーダー、保護者支援・子育て支援リーダー